

鳥取県告示第330号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 小鹿第一線新設工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田平、字茗荷谷、字清常、字棧平、字田ノ原谷、字山ノ神平、字一本栗、字大畠平、字寄合谷、字粕渡谷、字粕渡、字坊主、字古道、字下古道、字上古道、字茶園、字南清常、字三良エ門田、字上田原、字下田原、字兵衛谷、字棧シ、字山ノ神、字田ノ原、字下田ノ原、字大畠、字初熊、字寄合田、字菅ヶ原、字小柿尻、字大柿谷、字田代谷口、字小柿原、字保木、字一本栗谷口、字保木谷、字清水口、字清水、字北坊主及び字南坊主、大字小河内字大田及び字定吉釜、大字西小鹿字朽山、字平山、字蛇喰、字片倉、字加市、字鳥野谷、字伊蛇原、字上伊蛇原、字下伊蛇原、字河代、字上河代、字下河代、字妙見山及び字浅谷、大字東小鹿字鳥屋谷及び字向山並びに大字神倉字谷河内、字本山谷、字意智操谷、字本山、字下本山、字良ノ谷、字丹戸、字丹戸山、字丹戸谷、字養ノ谷頭、字養ノ谷、字場田、字岡、字伊羅原谷、字向山、字稗畠谷、字本谷、字唐畠谷、字撫夫谷、字稗畠、字奥田、字伊羅原、字青獣口及び字馬道河原

4 立ち入ろうとする期間

平成24年5月21日から同年12月31日まで